

申請に対する処分

整理番号	28	室課所名	医療課
許認可等事項名	医療法人の新設分割の認可		
根拠法令	医療法（昭和23年法律第205号）第61条、第61条の2、第61条の3、 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第35条の10、第35条の11、第36条		
処理日数	90日		
審 査 基 準			
<p>【分割の意義】</p> <p>「分割」とは、法定の手続によって行われる医療法人相互間の契約であり、当事者たる医療法人が事業に関して有する権利義務の一部が他の存続する医療法人又は新設の医療法人に移転する効果を持つものである。</p> <p>1 新設分割（1又は2以上の医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する医療法人に承継させること）をする法人は、次に掲げる事項を定めた新設分割計画を作成すること。ただし、2以上の医療法人が共同して新設分割をする場合には、当該2以上の医療法人は、共同して新設分割計画を作成すること。 （同法第61条、第61条の2及び同法施行規則第35条の10）</p> <p>(1) 新設分割により設立する医療法人（「新設分割設立医療法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為で定める事項</p> <p>(3) 新設分割設立医療法人が新設分割により新設分割をする医療法人（「新設分割医療法人」という）から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項</p> <p>(4) 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後2年間の事業計画又はその要旨</p> <p>(5) 新設分割がその効力を生ずる日</p> <p>2 新設分割に当たっては、次のとおり同意を得ること。 （同法第61条の3で準用する同法第60条の3）</p> <p>社団たる医療法人：新設分割計画についての総社員の同意 財団たる医療法人：新設分割計画について理事の3分の2以上の同意 （寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。） また、財団の場合、寄附行為に新規分割をすることができる旨の定めがある場合に限って新規分割をすることができる。</p> <p>3 新設分割の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して提出すること。なお、申請書には副本を添付すること。 （同法施行規則第35条の11で準用する同法施行規則第35条の8及び同法施行規則第36条）</p> <p>(1) 理由書</p>			

- (2) 必要な手続（上記2）を経たことを証する書類
- (3) 新設分割計画の写し
- (4) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 新設分割前の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為
- (6) 新設分割前の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (7) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人について、新設分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (8) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- (9) 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

4 新設分割の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、医療審議会の意見を聴くこと。（同法第61条の3で準用する同法第60条の3）